

認知症と不動産相続・事業承継

認知症になってしまったら…

どうなってしまうのか？



「相続・事業承継」課題解決と事前の対策が重要

認知症患者は、2025年には471万人で、65歳以上の人口がほぼピークとなる40年には584万人に上ると言われています。さらに、軽度認知症を含めると、高齢者の4人に1人が発症しているという統計が出ています。認知症による経営への影響、事業承継・相続の課題と対策について、具体的に例をあげながら詳しく説明します。

日時 12月4日(水) 午後2時～4時

- 内容**
- ① 認知症とは
 - ② 認知症による経営への影響
 - (1) 代表者が認知症になった場合
 - (2) 成年後見人・任意後見人・民事信託とは
 - ③ 認知症による事業承継の課題と対策
 - ④ 認知症による相続
 - (1) 不動産における課題と対策
 - (2) その他財産における課題と対策



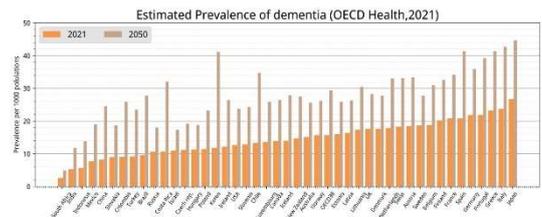
講師 御堂筋税理士法人
社員税理士、事業承継・M&Aグループ
株式会社リガーレ取締役 COO 香取 圭 氏

会場 泉大津商工会議所2階大ホール

定員 40名(先着申込順) **受講料** 無料

主催 泉大津商工会議所 時事国際研究委員会

申込 下記申込書にご記入の上、FAX：23-1115 または右記のQRコードからお申し込みください。



泉大津商工会議所 御中

知っておきたいセミナー第2弾 認知症と不動産相続・事業承継 申込書

月 日

事業所名		所在	〒 -
TEL	- -	E-mail	@
受講者名 1		受講者名 2	